

民医連厚生事業協

# 共済だより

2023年  
4月  
第180号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター6F  
TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652  
Eメール:k-taylori@min-iren.gr.jp  
(共済だより用)  
kyousai@min-iren.gr.jp  
(厚生事業協宛)  
ホームページ:<https://min-jigyo.or.jp>



いわさきちひろ「水仙とつくしを見る子ども」(1960年代後半)  
(14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしております)

主な記事

- 新入職員のみなさん ようこそ民医連へ
- 伝えていきたい私の民医連⑭ 大阪・古川 富美枝 (上)
- いま、なぜ憲法改悪なのか パートⅡ⑪ 若手弁護士の会
- 縮図からみる世界⑯ マイナンバーカード甘んじるか誇りを貫いて生きるか／斎藤 貴男
- “緊急企画” 希望の持てる社会をつくるのは可能 (上) 橋本 貴彦
- 私の趣味・こだわり紹介⑬ ベリーダンス／兵庫・さーちゃん ベンネーム
- 私の趣味・こだわり紹介⑭ ワールドカップをめざして／香川・みなきち ベンネーム

2022年度  
スポーツ文化企画  
のお知らせ

[https://www.  
min-jigyo.or.jp](https://www.min-jigyo.or.jp)



携帯電話でご応募の方  
はこちらからどうぞ  
応募先のメールアドレスが読みとれます



3月2日、立憲民主党の小西洋之参院議員が公表した総務省の「内部文書」が大問題になっています。

## 1. 放送法4条の解釈変更

TV局など放送事業者のルールである放送法の4条は、番組編集にあたっては「政治的に公平」でなければならない、と定めます。政府は従来、放送番組が政治的に公平かどうかは「一つの番組ではなく、その局の番組全体で判断する」という解釈をとっていました。この解釈があるからこそ、一つの番組のコメント一欄が政府のある政策や法案を批判することも可能でした。ところが今は、「一つの番組でも、極端な場合、政治的公平を確保しているとは認められない」という「新解釈」がとられています。この「新解釈」は2015年、高市早苗総務大臣（当時）が示し、総務省も統一見解だと答弁したものです。高市氏は翌年、政治的公平を欠く放送を繰り返せば、「電波停止」を命じる可能性にまで言及しました。これは放送番組内容への重大な介入につながり「報道の自由」を狭める解釈変更で許されません。

今回、小西議員が公表した内部文書は、一部の政治家と官僚による密室での協議で解釈変更が決まっていった経緯が生々しいほど詳細に記されています（総務省はすでにこの「内部文書」が行政文書であることとを認めて全文公表しています）。

## シリーズ

# いま、なぜ憲法改悪なのか パートII

## ⑪ 放送法の解釈変更は「言論封じ」 ～『内部文書』公表で発覚した政権の“恫喝”～



「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表 黒澤いつき  
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>



## 2. 政権の恫喝まがいの圧力

文書によると、当時の安倍首相の側近だった磯崎陽輔首相補佐官が政府解釈に疑問を呈し、TBS「サンデーモーニング」など具体的な番組名をあげて「一つの番組でも明らかにおかしい場合があるのでないか」として解釈を改めるよう恫喝まがいに迫りました。

例えば、「俺の顔をつぶすようなことになれば、ただじやあ済まないぞ。首が飛ぶぞ。もうここにも来ることができないからな」「ちゃんとやってくれれば、役所の悪いようにはしない。」（58ページ）「総理もあまり総務省に好感を持っているようではない。桜井総務審議官にも『無駄な抵抗はしないほうがいい』と伝えておこうと思つ。」（62ページ）

安倍政権が、およそ法律の条文解釈についての専門家の議論とはいえない粗暴な圧力をかけて官僚を追い詰めて「新解釈」を編み出し、最終的には高市大臣（当時）が安倍首相に電話をかけ、安倍首相からも「今までの放送法の解釈がおかしい旨の発言があつた」という一連の経緯に戦慄します。

解釈変更の違憲性、悪質性が改めてつまりかになつた今、政府は「新解釈」を速やかに撤回すべきです。

## 3. 高市大臣の進退問題

さらに問題なのは、この文書をめぐる高

市民の言動です。高市氏は当初、この文書を「悪意を持ってねつ造されたもの」と一蹴し、「ねつ造でなければ議員辞職で結構だ」と応じました。その後、松本総務大臣が文書はすべて行政文書であると認める

と、高市氏は論点をすり替え「内容が不正確である」と言つて辞任を否定し、議員辞職を迫られるのであれば…文書が完全に正確なものであるということを相手も立証しなければならない」と述べました。

官僚の作成した行政文書をいとも簡単に「ねつ造」などとおとしめることは、行政全体への罵倒であり行政への信用を失墜させる行為です。

政策決定の経緯を記録し、後世の国民への説明責任を果たすための行政文書作成は官僚の重要な仕事です。それを根拠なく「それはねつ造」などと安易に言う態度は、およそ政治家としての資格を欠きます。

内容が不正確であるというなら、高市氏こそ「不正確」を立証する責任を負います。この問題は決してうやむやにせず、検証と高市氏への責任追及、新解釈の撤回などをしつかり求めていきましょう。

## 4. 自民党の「言論封殺」体质

安倍晋三氏亡き後も、都合の悪い言論を封殺しようとする非民主的で憲法の理念と相容れない「アベ政治」は岸田政権にもしっかりと受け継がれています。

この問題は決してうやむやにせず、検証と高市氏への責任追及、新解釈の撤回などをしつかり求めていきましょう。

# 縮図からみる世界【59】

斎藤 貴男



## マイナンバーカード 甘んじるか誇りを貫いて生きるか

これは個々人の人生観の問題だ。共感してもらえば嬉しいけれど、反発されたり、嫌われたりする場合もあるだろう。「マイナンバー」カードの話。

総務省によると、3月上旬での同カードの申請率は人口比で約75%。デジタル社会の実現を急ぐ政府が、ほぼ全国民に行き渡った前提で動き出しておかしくない数字だ。申請すれば最大2万円分のポイントが与えられる、あの官製キャンペーンが奏功したものか。

さて本題。「もらえるうちに、つくらなきや！」

という政府広報を、私は許せない。

それで申請した人を責める気などまったくない。誰しもそれぞれの思想や事情がある。ただ、公に流通させる言葉にしては、卑し過ぎはしないか。人間を何だと思っているのか。

監視社会に関する著作がいくつかあるせいか、私は『マイナンバー』社会にどう対応すべきかと問われる機会が多い。答えは――。

――専外に逃れるのは不可能だ。これからはカードがなければ街を歩くことも難しい社会にされてしまう。健康保険証の廃止もカードへの一本化も、デジ

タル国民総番号体制が完成に近づく一里塚でしかない。私たちすでに、12桁の番号を付番された瞬間から、魂を湛えた人間である前に、政府に支配さ

れるために在る客体に貶められてしまっている。

政府は個人情報の漏洩や悪用の危険性などどうでもよい。所詮は客体がどんな目に遭おうが、知ったことではないからだ。悪徳だろうと「ビジネス」でさえあれば、番号の利活用は、むしろ彼らの望むところなのである。

特段の事前学習も無用だろう。どうせそのうち、無理やりにでも対応させられる。

残された選択肢は大きく2つ。身も心も政府や巨資本に操られ、ただ利用されるだけの人生に甘んじるか、まだしも自由の余地があるうちは万が一の奇跡を信じて抗い、いずれカードの携帯拒否やコール社会的な自死を意味する時代に成り果てた暗黒においても面従腹背、骨の髓までは支配されない誇りを貫いて生きるか、の二択だ。

後者を選べば、世俗的には不利益ばかりを強いらねよう。それでも魂の自由だけは、わずかに得られないかもしれない。ちなみに私が『マイナンバー』とちよんちよんカッコをつけるのには理由がある。

俺は番号なんかじゃない。政府ごときにあてがわれた番号を、「my」などと呼ばれてたまるかと感じるからだ。『マイナ』とかいうカワイイコぶつた愛称の乱発も、もう止めさせるべき時期ではないか。

斎藤 貴男（さいとう たかお）

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。英国バーミンガム大学大学院修了。主な著書に『機会不平等』『国民のしつけ方』『戦争経済大国』『驕る権力、煽るメディア』『決定版 消費税のカラクリ』『いちばんたいせつなもの』『マイナンバー』が日本を壊す』など。

